

# 新・工事成績評定要領の 試行について

建設大臣官房技術調査室技術管理係長

もりくぼ つかさ  
森久保 司

## 1

### はじめに

建設省では、請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的として、直轄工事を対象に工事成績の評定を実施しています。工事成績評定について、より適切な内容とするため改正を視野に入れた試行を行うとともに、新・工事成績評定要領（案）について意見募集を行うこととしました。

## 2

### 改定の背景

工事の成績評定は請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的として昭和42年に始まり、幾度の改定を経て現在に至っています。最近では、平成8年1月にとりまとめられた「公共工事の品質に関する委員会」報告を受けて、公共工事の品質確保・向上のためには成績評定の積極的な活用が有効であるため、評価項目等について発注者間での全国的な統一を行い共通の企業評価項目として経営事項審査等に採用すること、および成績評定の透明性を高める観点から、受注者に評定結果を通知することとしました。

また、企業の技術力の適正な評価について、平成12年3月にまとめられた「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方（発注者責任懇談会）」では、①引渡し時の成績評定（従前の工事成績評定）に加え、施工プロセスの評価が必要、②最低限必要となる「基本的な技術力・能力」に加え、「優れた技術力・能力」の評価が必要、と報告されており、今回それを具体化すべく作成した新・評定要領により試行を行うものです。

## 3

### 工事成績評定の全般的な 改定方針

- ① 発注機関共通に使える評定基準とする。
- ② 現行の評定点を分解して保有（評定項目別点、VE点、難易度点）
  - ・評定項目別点：工事ごとに、評定合計点と細目別点を保有。今回の評定要領の対象
  - ・難易度点：工事ごとに、工事完了後点を保有。
  - ・VE点：提案企業ごとに保有。
- ③ 工事完了時の通知事項は、評定点、難易度点および評定項目別点。
- ④ 工事完了後、修正があった場合は改めて通知。
- ⑤ 評定点に対する説明を求められた時は、評定評価委員会（設置済み）で審議し書面回答。
- ⑥ さらなる不服等に対しては、局の評定審査委員会（新設第三者機関）で審議し、結果を回答。

## 4

### 工事評定要領に関する 主な改定内容

これまでの評定要領に対して、より一層の適正かつ的確な評定の実施を図るために本要領（案）では、以下の改定を考えています。

- ① 減点方式だけでなく、優れた技術力、創意工夫をより加点点評価
  - 新たに評価項目として設けた「高度技術力」「創意工夫」については、工事内容を十分吟味した上で一定範囲内で加点点評価する。その際、客観性を確保するために、技術副所長および発注担当課長の合議とした。
- ② 優れた技術力の内訳が分かるように記録を残す
  - 単なる数量的評価だけではなく、どのように優れていたのかが分かるようなキーワードを残してそれをデータベース化し、次回以降の発注時に使用できるようにした。
- ③ 悪質な施工者の排除のため、不良行為等に対しては大きく減点
  - 「法令遵守等」として新たに評価項目を設け、

関係法令等を遵守し、無事故・無違反で工事を実施したかどうかを評価。処分内容に応じ減点方式で評定し、最大で20点減点する。

#### ④ 定量化した基準

共通仕様書等の内容を盛り込んだ該当項目別チェック方式とし、評定者の恣意が入りにくくチェック項目に応じて評定点が決まるようにした。また、出来形や品質では、具体的に規格値に対するバラツキの程度を確認。品質、出来映えでの確認すべき項目を工種ごとに設定した。

#### ⑤ 施工途中の監督職員の把握事項を記録し、検査官の成績に反映

施工プロセスの評価として、施工途中で施工の実態を把握している主任監督員のウエイトを重くするとともに、施工途中の監督職員の把握事項を所定様式で記録し、技術検査官の成績にも反映させる。

## 5 評価項目等

### (1) 評価項目

#### ① 施工体制

- ・施工体制一般：施工体制および施工管理体制の評価
- ・配置技術者：現場代理人、主任（監理）技術者、専任技術者等の職務の執行および技術的判断に関する評価

#### ② 施工状況

- ・施工管理：施工計画書に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかどうかの評価
- ・工程管理：適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
- ・安全管理：安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
- ・対外関係：対外調整、周辺環境対策等に対して、適切に実施しているかどうかの評価

#### ③ 出来形および品質

- ・出来形：目的物の出来形の水準を評価
- ・品質：目的物の品質水準を評価
- ・出来ばえ：目的物の仕上げやすりつけ等の出来ばえの評価、および機能の評価

#### ④ 高度技術

- ・高度技術力：施工規模や工法等の難しさ、厳しい自然環境・社会条件に対して高度な技術力を

もって対応したものの評価

#### ⑤ 創意工夫

- ・創意工夫：施工、品質、安全衛生等について、創意工夫をもって対応したものの評価

#### ⑥ 社会性等

- ・地域への貢献：環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価

#### ⑦ 法令遵守等

関係法令等を遵守して、無事故・無処分で工事を実施したかどうかの評価

### (2) 評価方法

- ・原則、上記項目ごとに a～e で評価を行う。
  - a．各項目に対して他の工事の模範となる能力を発揮した。もしくは、模範となる成果が認められた。
  - b．各項目に対して、優れた能力を発揮した。もしくは、優れた成果が認められた。
  - c．受注者として最低限求められている事項を満足させた。
  - d．各項目に対して、不適切な事象が認められた。
  - e．重大な欠陥または不誠実行動が認められた。
- ・「高度技術」「創意工夫」については一定範囲内で加点評価。
- ・「法令遵守等」については一定範囲内で減点評価。

## 6 新・工事成績評定の試行の概要

本要領（案）に基づいて平成12年11月から平成13年1月にかけて、全国で200件程度の工事において試行を実施します。

## 7 意見募集および今後の予定

現在、建設省ホームページ（<http://www.moc.go.jp/tec/>）において本要領（案）を公表し、各方面からのご意見を募集しています。平成13年1月までの各地建での試行結果およびいただいた意見等を踏まえ、内容を修正し平成13年4月からの本運用を予定しています。

## 工事成績採点表〔完成，一部完成〕

平成 年 月 日 作成  
 平成 地方建設局 日 工事事務所

工 事 名	契約金額（最終）														
	請負者名			主任監督員			総括監督員			技術検査官（最終）					
	氏名			氏名			氏名			氏名					
項目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1 施工体制		+1.5	0	-5.0	-10										
II 配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10									
2 施工状況		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-5.0	-15
II 工程管理		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10									
III 安全対策		+2.0	+1.0	0	-5.0	-10									
IV 対外関係		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5									
3 出来形 及び 出来ばえ		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5					+10	+5.0	0	-10	-20
II 品質		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5					+15	+7.5	0	-15	-30
III 出来ばえ										+5	+2.5	0	-2.5		
4 高度技術		+	(13)	0											
5 創意工夫		+	(7)	0											
6 社会性等															
加減点合計(1+2+3+4+5+6)															
7. 評 定 点 計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点	_____点
	既済部分(中間)検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = _____点														
	但し，③(既済，中間)が2回以上の場合は平均値														
	既済部分(中間)検査がなかった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = _____点														
8 法令遵守等 6	_____点														
9 評 定 点 合 計	7.評定点計(_____点)-8.法令遵守等(_____点) = _____点														
所 見 4	(主任監督員) (総括監督員) (技術検査官)														

- 1 1～6の評定(65点±加減点合計) - 8の評定(減点合計) = 評定点
- 2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して，特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため，キーワードと評定内容の記述方法とし，加点評価のみとする。
- 3 社会性等の評価では地域への観点から，加点評価のみとする。また，法令遵守等は，減点評価のみとする。
- 4 所見は必ず記載するものとする。
- 5 各検査項目ごとの採点は，主任監督員は別紙 2①～別紙 2⑫，総括監督員は別紙 3①～別紙 3④，技術検査官は別紙 4①～別紙 4⑭によるものとし，完成技術検査官の評価に先立ち，主任・総括監督員が記入する。
- 6 法令遵守等の評価は，総括監督員が行う。

工事成績採点の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の に✓マークを記入する。

(主任監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	<p>作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体制図で適切である</p> <p>工事カルテの登録が期限内に行われている。</p> <p>品質証明体制（品質証明員、資格）が確立され、有効に機能している。</p> <p>建退共制度の主旨の説明・証紙の購入が適切に行われている。</p> <p>請負代金内訳書が期限内に提出されている。</p> <p>施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。</p> <p>該当項目が80%以上…………… b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満…………… c</p> <p>該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>施工体制が適切である</p>	<p>他の事項に該当しない</p>	<p>施工体制がやや不備である</p>	<p>施工体制が不備である</p> <p>施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…………… e</p>
	II 配置技術者 (現場代理人等)	<p>技術者が適切に配置されている</p> <p>現場代理人として、工事全体の把握ができている。</p> <p>現場代理人として、監督職員との連絡調整及び対応がよい。</p> <p>書類整理、資料整理が適切に処理されている。</p> <p>施工等に伴う創意工夫または提案をもって工事の進捗に努めている。</p> <p>契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。</p> <p>設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。</p> <p>工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</p> <p>段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。</p> <p>作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。</p> <p>施工等に伴う創意工夫または提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。</p> <p>部下や下請の施工体制、施工状況を把握している。</p> <p>主任技術者又は、監理技術者として技術的判断にすぐれ良好な施工に努めた。</p> <p>作業主任者を選任し配置している。</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満…………… b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満…………… c</p> <p>該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>技術者がほぼ適切に配置されている</p>	<p>他の事項に該当しない</p>	<p>技術者の配置がやや不備である</p> <p>現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>専門技術者が配置されていない。</p> <p>1 項目でも該当あれば…………… d</p> <p>2 項目該当…………… e</p>	<p>技術者の配置が不備である</p>